

災害による県税の減免等のご案内

災害により大きな被害を受けられた方には、県税の特例措置として「減免」「申告等の期限延長」「徴収の猶予」の制度があります。

減 免

申請により、県税の一部または全部が減免される場合があります。

税目	減免の対象	減免の要件	必要書類
個人事業税	被災した日の属する年度に課税された個人事業税	事業用資産に 1/2 以上の損害 ^(※) があり、被災した年の前年分の事業所得が 1 千万円以下の場合 【一部 または全額免除】	①個人事業税減免申請書 ②り災証明書 ③事業用資産またはそれ以外の資産(住宅・家財など)の価格を証明する書類 ④保険金等により補てんされる金額を証明する書類
		事業用資産以外の資産に 1/2 以上の損害 ^(※) があり、被災した年の前年分の事業所得が 1 千万円以下の場合 【一部 または全額免除】	
不動産取得税	被災した不動産に係る不動産取得税	取得後 6 か月以内に被災した不動産であり、被災した部分の面積が全体面積の 1/2 以上の場合 【全額免除】	①不動産取得税減免申請書 ②不動産取得申告書 ③り災証明書 ④取得した不動産の登記に係る全部事項証明書 ⑤被災した不動産の被災年の固定資産評価額が分かる書類の写し ※代替不動産を取得した場合は契約書の写し等
	被災した不動産に代わる不動産の取得に係る不動産取得税	被災した日から 3 年以内に代わりの不動産を取得した場合 【一部 または全額免除】	
自動車税	被災により運行不能となった自動車に係る自動車税	被災による修理費 ^(※) が自動車税の年額に相当する額を超える場合 【税額の 1/2 に相当する額を減額】 ※被災日以後、最初に納期限の到来する年度の自動車税	①自動車税災害減免申請書 ②自動車検査証の写し等 ③被災の事実を証する書類 ④修理費の明細が確認できる見積書等 ⑤任意保険の保険証の写し ⑥保険金等の補てん費の額が確認できる書類
		全損等により廃車する場合 【被災日の翌月以降の税額を月割で減額】 ※抹消登録が遅延等した場合は最寄りの地方局までご相談ください。	①抹消登録遅延申立書等

(※) 損害額及び修理費は、保険金等で補てんされる額を除きます。

【個人県民税】

お住まいの市町で個人の市町村民税が減免された場合は、個人県民税も同じ割合で減免されます。
詳しいことは、お住まいの市町にお問い合わせください。

申告等の期限延長

災害により、定められた期限までに県税の申告等ができないときには、申請によりその理由がやんだ日から 2 か月以内の範囲で、その期限を延長される場合があります。

徴収の猶予

災害により、県税を一時に納税することができないときには、申請により 1 年以内(事情があるときは申請により最長 2 年)の範囲で徴収の猶予が認められる場合があります。

「お問い合わせ先」は裏面をご覧ください。

■「減免」「申告等の期限延長」に関するお問い合わせ先

《対象税目》

「減免」…個人事業税、不動産取得税、自動車税

「申告等の期限延長」…自動車取得時に納付する自動車税、狩猟税の2つ以外の税目

お問い合わせ先		お住まいの地域
東予地方局 課税課	〒793-8516 西条市喜多川 796 番地 1 Tel0897-56-1300（代）	今治市、新居浜市、西条市、 四国中央市、上島町
中予地方局 課税課	〒790-8502 松山市北持田町 132 番地 Tel089-909-8754（直）	松山市、伊予市、東温市、 久万高原町、松前町、砥部町
南予地方局 税務課	〒798-8511 宇和島市天神町 7 番 1 号 Tel0895-22-5211（代）	宇和島市、八幡浜市、大洲市、 西予市、内子町、伊方町、 松野町、鬼北町、愛南町

■「徴収の猶予」に関するお問い合わせ先

お問い合わせ先		お住まいの地域
東予地方局 税務管理課	〒793-8516 西条市喜多川 796 番地 1 Tel0897-56-9477（直）	新居浜市、西条市、四国中央市
今治支局 税務室	【R8.8.31（月）～】 〒794-0027 今治市南大門町 2 丁目 5 番地 1 （今治市役所第 3 別館） 【～R8.8.28（金）】 〒794-8502 今治市旭町 1 丁目 4 番地 9 Tel0898-23-2500（代）	今治市、上島町
中予地方局 税務管理課納税室	〒790-8502 松山市北持田町 132 番地 Tel089-909-8753（直）	松山市、伊予市、東温市、 久万高原町、松前町、砥部町
南予地方局 税務課	〒798-8511 宇和島市天神町 7 番 1 号 Tel0895-22-2502（直）	宇和島市、松野町、鬼北町、 愛南町
八幡浜支局 税務室	〒796-0048 八幡浜市北浜 1 丁目 3 番 37 号 Tel0894-22-4135（直）	八幡浜市、大洲市、西予市、 内子町、伊方町